

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の工事の計画の変更認可申請の  
技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第1909043号  
令和元年9月4日  
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、今回の工事計画変更認可申請（令和元年7月18日付け原子力発第19157号をもって申請。以下「本申請」という。）に係る申請書本文並びに設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書（以下「本申請の書類」という。）を確認の対象とした。

規制庁は、本申請の書類の示す内容が、以下のとおり「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

1. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、発電用原子炉の設置の許可との整合性の確認にあたって、本申請において構造物の仕様に関する事項の変更はなく、本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等の記載事項が、平成31年4月26日付け原規規発第1904269号により認可した工事計画（以下「既認可工事計画」という。）で確認した許可との整合性に影響を与えるものではないことを確認したことから、許可を受けたところによるものであることを認める。

2. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

規制庁は、技術基準規則への適合性の確認にあたって、本申請において基本設計方針等に関する事項の変更はなく、本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等の記載事項が、既認可工事計画で確認した技術基準規則への適合性に影響を与えるものではないことを確認したことから、技術基準規則に適合していると認める。

### 3. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号への適合性

申請者は、本店組織の原子力部長及び原子燃料部長の職務を原子力部長に統合し、原子力部長の下に発電管理部長と原子燃料サイクル部長を配置すること、計画グループリーダーと核物質・火災防護グループリーダーの職務を核物質防護・工事グループリーダーに統合することとしている。

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認にあたって、本申請の品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織の体制に関する事項について、変更後の体制による品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、品質管理基準規則の要求事項に則り、安全文化を醸成するための活動、業務プロセス、不適合の報告及び処理等を定めていることを確認したことから、品質管理基準規則の要求事項に適合していると認める。

### 4. 審査結果

規制庁は、1. から3. の事項をもって本申請が原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。